

7/9 森井

雇用調整金特例を延期

対象地域は手厚い措置

9月末まで

雇用調整助成金の特例措置		日額上限
※ 全国的な措置	大企業 4分の3	1万
	中小企業 10分の9	3500円
※ 緊急事態宣言の地域 ※ まん延防止等重点措置の地域 ※ 著しく経営が厳しい企業(全国)	10分の10	1万 5000円

新型コロナウイルス禍で拡充した雇用調整助成金(雇調金)の特例措置について、政府は8日、9月末まで現状のまま継続することを決めた。8月末が期限だったが、4度目の緊急事態宣言発令決定に合わせ延長する。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域で営業時間の短縮に協力した飲食店などは日額上限1万5千円、助成率が最

大10割というさらに手厚い措置が続く。雇調金は、企業が従業員に支払う休業手当の一部を補填する仕組み。政府はコロナ禍による雇用情勢の悪化を受け、助成の日額上限を約8300円から1万5千円に引き上げ、大企業、中小企業とも助成率を最大10割に拡大。失業率の急激な悪化を防ぐ役割を果たしてきた。

支給決定額は3兆8千億円を超えた。雇用保険財政が逼迫している現状を踏まえ、政府は段階的に縮小する方針で、5月以降は原則として日額上限を1万3

500円、助成率は大企業が最大4分の3、中小企業が最大10分の9に変更した。ただ直近3カ月の平均売上高が3割以上減った全国

の企業や、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域で時短要請に協力した飲食店などに関しては、日額上限や助成率に関し手厚い措置を継続する。